

能力開発専門委員会設置要項

平成21年3月27日 改訂

平成17年6月21日 運営委員会決定

(趣 旨)

第1条 「大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱」(平成17年6月21日制定)(以下、「運営要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、近畿地区大学図書館職員の資質向上のために必要と思われる研修等の能力開発事業(以下、「能力開発事業」という。)の企画及び実施等にあたることを目的とした、「能力開発専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を設置する。

(担当事項)

第2条 専門委員会は、下記の事項を担当する。

- (1) 能力開発事業の企画および開発
- (2) 能力開発事業の実施
- (3) その他、能力開発に関する事項

(専門委員)

第3条 運営要綱第6条第2項に定めるその他の専門委員は、国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会及び同阪神地区協議会が選出する各2館の専門委員館から指名される各1名とする。

2 専門委員が欠ける場合は、速やかに後任の委員を選出するものとする。

3 専門委員の任期は、6月1日から翌々年の5月31日までの2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第4条 事業の企画及び実施上の必要に応じて、専門委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

附 則

1. この要項は、平成17年6月21日から実施する。
2. 運営要綱第7条第5項の規定にかかわらず、第7条第2項に定める専門委員の最初の任期は平成19年3月31日までとする。
3. この要項は、平成21年3月27日から実施する。
4. 平成19-20年度の専門委員の任期は平成21年5月31日までとする。
5. 第3条第2項の定めにかかわらず、必要に応じて平成21年6月1日から平成22年5月31日までの任期の委員をおく。